

令和7年第2回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日(火) 開会 午前 9時21分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 6番 宮岡康光 7番 上原和子

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 入間農業振興地域整備計画の改定に係る農業委員会の意見について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

副主幹 栗原 庸之

9. その他の出席者

農業振興課課長 宮元 良知

農業振興課主査 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第2回入間市農業委員会を開会いたします。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、6番、宮岡康光委員、7番、上原和子委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号の6番から8番につきましては、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

また、議案第3号につきましては、農用地利用集積等促進計画案にかかる案件のため、議案第4号につきましては、入間農業振興地域整備計画の改定にかかる案件のため、市農業振興課の職員に出席を求めています。

○議長

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第1号1番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月18日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

譲受人は、地区内を中心に茶栽培、及び露地野菜を栽培されている基幹農家で、ご家族で農作業に従事されております。また、農作業経験も豊富な農家でございます。

申請地は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行い、茶畑を借受けて栽培を行っていた農地ですが、農地所有者からの要望により、売買による所有権の移転を行うものです。

また、申請地はお茶が綺麗に刈込みされ適正に管理されており、移転後も引き続き茶畑として利用する予定となっております。また、農機具も乗用茶刈機、防除機、軽トラックの他、農作業に必要な管理機械なども複数所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われま。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

2月23日に、荻野委員とは別々に現地を確認しました。管理されていて、特に問題はないかと思われま。ので、よろしくようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、受人の農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されま。また、申請人の耕作従事日数は、概ね150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、40,252平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑として利用していましたが、取得後も茶畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

このことから、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番(上原和子君)

7番、上原です。議案第1号の2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月20日に、三木推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、茶どころ通り北側の農地です。

譲受人は、地区内にて耕作する専業農家です。

申請地は、家庭菜園として利用しておりましたが、取得後は野菜畑として使うとの事でした。親族内での贈与申請であり、他所での耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員(三木康行君)

金子地区推進委員の三木です。

2月21日に、上原委員とは別々に、現地を確認しました。上原委員の説明のとおり、特に支障はないと思われしますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、渡人が農地管理が困難となり、兄へ譲り渡すための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、6,250平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで野菜畑として利用されておりましたが、取得後も野菜畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われま

す。このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第1号の3番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

2月18日に、齋藤勲推進委員とは別々に、申請地の状況等を確認してきました。

申請地は、案内図のとおり、入間基地と西武池袋線の間にある茶園です。申請者世帯は、地区内の基幹農家です。私の自宅にて、直接受人の方から話を伺っております。

申請地は、茶畑として利用しておりますが、取得後も引き続き茶畑として使うとの事です。

隣接農地は親族所有の茶畑で、許可後は一体で耕作すると伺っております。

耕作状況も、防霜ファンの設置、乗用型摘採機・運搬用トラックの所有、冬草などの雑草の駆除、肥培管理など、茶園管理に前向きであり、耕作することに支障ないと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

豊岡南地区推進委員の齋藤です。

2月21日に、現地の確認と、畑で農作業中のご本人に話を伺いました。作業状況は良好で、小澤委員の説明のとおり、支障はないかと思われしますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

小澤委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、13,146平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで茶畑として利用されておりましたが、取得後も茶畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

2月24日に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、議案書記載のとおりですが、借受後は宮寺農業塾で研修農地として利用する予定です。耕作は塾長、講師を含め19名で行っており、宮寺地区の農業振興の中心地となっている場所です。また、現役農業者が主体となり指導することとなっていることから、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、中村委員と一緒に現地を確認しました。圃場はきれいに管理され、中村委員の説明のとおり、支障はないかと思われしますのでよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の1番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までは経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

中村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は、1,496㎡です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

2月19日に、的場推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、議案書記載のとおりですが、借受後は金子農業塾で研修農地として利用する予定です。耕作は指導農家並びに受講者で行っており、今回の申請地は引き続き野菜畑として利用する予定です。

農機具は指導者所有のものを使う予定となっており、また現役農業者が主体となり指導することとなっていることから、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

2月19日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の2番は、賃借権による新規の利用権設定でございます。

野村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は1,175㎡です。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○議長

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

2月18日に、大室推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内で耕作する野菜農家です。耕作は申請者1名で行っており、今回の申請地は野菜畑として利用するものです。

市内の借入地にて67アール以上耕作しており、また農機具もトラクター4台、管理機2台ほか必要なものを複数所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

2月18日に、宮岡委員と一緒に現地を確認しました。宮岡委員の説明のとおり、支障ないかと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

宮岡委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は9,865㎡であり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は285日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番(中島伸吉君)

4番、中島です。議案第2号の4番について、ご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

2月17日に、豊泉推進委員、間野推進委員とは別に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、地区内で製茶業を営む基幹農家です。耕作は家族4名で行っており、今回の申請地は茶畑として利用する予定です。

市内で自作地を1.4ヘクタール以上耕作しており、また農機具も茶刈機2台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(豊泉隆君)

金子地区推進委員の豊泉です。

2月22日、中島委員とは別に現地を確認しました。中島委員から説明があったとおり、何ら問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

○議長

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

2月20日、中島委員とは別に現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の4番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中島委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は16,745㎡であり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は200日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（荻野委員 挙手）

○農業委員9番（荻野実君）

4番なのですが、設定する利用権の中の設定期間ですけれども、終期が3月1日になっていますが、これは間違いではないですか。

○事務局

こちらで申出書の方を確認いたしましたが、令和17年3月1日までの記載で相違ございませんでした。

○議長

ほかに何かございませんか。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番(中村勝雄君)

8番、中村です。議案第2号の5番について、ご説明を申し上げます。

当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。

2月24日に、田中推進委員と一緒に、耕作状況などを確認してきました。

借受人は、昨年から入間市にて野菜栽培を行っている農家です。5年弱の農業経験があり、主に有機栽培を主体とした耕作を、家族2名で行っております。

今回の申請地は、全て野菜畑として利用する予定であり、現在市内において41アール強を借り受けて耕作しており、農機具も耕運機2台、軽トラック1台など必要なものを所有しております。今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員(田中勲君)

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、中村委員と一緒に、現地の確認を行いました。圃場の方はすでに手が入れられ、中村委員の意見と同じく何の問題もないと思われしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の5番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

中村委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は5,952㎡であり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は310日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、6番を議題といたしますが、6番から8番まで関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、6番から8番までを一括議題といたします。

また、6番から8番までは、議事参与の制限の規定により、岩田浩推進委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田推進委員 退席)

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

9番、荻野です。議案第2号の6番から8番について、一括してご説明を申し上げます。当事者、利用権を設定する土地、設定する利用権については、配布議案書のとおりです。2月18日に、田中推進委員と一緒に申出地に出向き、耕作状況などを確認してきました。

6番の申出地は、整然と長ネギが植付けをされておりました。また、7番の申出地につきましても、長ネギ及びニンジンが植え付けられ、収穫が終わった区画につきましても、きれいに耕うんされておりました。また、8番の申出地につきましても、一面に緑肥がまかれ生育しており、いずれの申出地におきましても、適正に管理が行き届いております。

借受人は、宮寺地区を中心に野菜栽培を行う農業法人で、今般の申し出は利用権の更新となり、今後も引き続き野菜畑として利用することとなっております。また、借受人は、市内で4.8ヘクタール以上の耕作を行い、いずれの農地におきましても、適正に管理されておりますことから、今後の耕作につきましても支障がないと思われれます。よろしくご審議の程お願いを申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

2月18日、荻野委員と一緒に、現地の視察を行いました。それぞれの圃場は、現状耕作が続いているもの、或いは一時的に無いものもありましたが、全てきれいに管理されておりました。荻野委員と同じく、何も問題ないと思われれますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案第2号の6番～8番は、賃借権による利用権設定の更新でございます。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の経営面積は46,211㎡であり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は250日であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしています。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わります。利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで、岩田浩推進委員の退席を解除いたします。

(岩田浩推進委員 着席)

(農業振興課職員 前へ)

○議長

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案により、使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

この議案については、はじめに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年2月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

令和5年4月1日の施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正により、市町村が定める農用地利用集積計画（以下、集積計画）と公社が定める農用地利用配分計画（以下、配分計画）は公社が定める農用地利用集積等促進計画（以下、促進計画）に統合されました。

経過措置期間として、令和6年度においては、令和7年3月31日までの期間内で設定する利用権については、従来踏襲型を採用し、権利設定を行ってきました。

令和7年4月1日以降を始期とする権利設定については、出し手から公社への権利設定、公社から受け手への権利設定ともに農用地利用集積等促進計画により行うものです。

別紙1の令和6年度第3回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番から4番の貸借権の設定等を受けるものは、埼玉県農林公社であり、いるま地域明日の農業担い手育成塾生の研修用農地です。設定する権利の種類は使用貸借権。内容は露地野菜畑。貸借期間は、11ヶ月となります。

研修用農地を利用する研修対象者は、令和5年度に農業大学校へ入学し、令和6年度から2年間いるま地域明日の農業担い手育成塾の塾生として耕作を行います。その後は宮寺地区で就農予定となっております。

5番の借受け希望者は、新規就農者として規模拡大を図っている露地野菜農家です。設定する権利の種類は使用貸借権。内容は露地野菜畑。貸借期間は、8年1ヶ月となります。販路は直売所が中心であり、営農地区は東金子地区となっております。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。

2月24日に、宮寺地区にある4筆の農地の状況、並びに受人の耕作状況について、田中推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受者は、隣接農地2筆、31アールを研修農地として借受け、野菜畑として適正に管理しております。現在の耕作状況などから、今回の申請地を新たに研修農地として借受することに問題ないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

2月24日、中村委員と一緒に現地視察を行いました。圃場はきれいに管理されており、中村委員と同じく何の問題もないと思われしますので、ご審議の程宜しく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

2月20日に、5番の、東金子地区内にある1筆の農地の状況を、間野推進委員と一緒に確認してまいりました。耕された状態の畑でした。また、別の日に借受人の圃場で、借受人から話を伺ってまいりました。

借受人は、農家での研修を経て2021年から就農し、無農薬で野菜を作り、現在88アールを借受け、野菜畑として耕作しております。販売は、近隣のお客様には野菜の詰め合わせを配達し、市のマルシェでは直接手渡しで販売し、余ったら直売所へ出荷しているとのことです。

所有する農機具は、軽トラック、トラクター、複数台の管理機を所有し、新たに耕作していくことに問題ないと思われませんが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

2月20日、久保田委員と一緒に現地を確認しました。久保田委員の説明のとおり、問題ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局並びに担当委員から説明がありましたが、この件につきまして、何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

1番から4番なのですけれども、この資料の中に、賃借権または使用貸借権の設定を受けるものの記載がないのですが、こちらはどちらに貸し出すのでしょうか。

○農業振興課

農業振興課の酒井です。只今の質問について回答いたします。

表の真ん中の左の土地について、農地中間管理機構から賃借権、または使用貸借権の設定を受けるものというところが、空欄となっている事についての事かと思いますが、1番から4番については、いま地域明日の農業担い手育成塾用の研修農地ということで、この場合は、借し手、出し手と農林公社の貸借のみで、農林公社から農地を使わせるような形での利用になります。そのため、農林公社からその先の実際使う方への記載がない形となっております。

○農業委員9番(荻野実君)

空欄であって分かりづらいので、そういうことであれば、農地中間管理機構が自分のところの業務のために使うというようなことを書いて頂けると分かりやすいかなと思います。

もう1点この件で質問があるのですが、研修用農地ということで期間が11か月となっていて、土地の利用目的作物等を見ると露地野菜と書いてあるのですが、露地野菜を作る場合に期間11か月の設定というのは、何かすごい違和感があります。野菜栽培で11か月ということで、これは令和8年3月31日を経過した時点で、再度同様な案件が出てくるということでもよろしいでしょうか。

○農業振興課

今お話のとおりですが、明日の農業担い手育成塾は、研修期間は2年とされておりますので、ここを使う方につきましては、今、研修期間1年目を終えようとしていて、2年目とい

うところの最後の周期のところでは区切る必要があり、且つ今回の計画が5月1日から開始ということもあり、11か月とさせていただきます。その後、塾を終了しまして独立という形になりましたら、また4月1日以降の貸借を新たに結ぶという形で、地権者の方とも調整しながら進めるということになります。以上です。

○議長

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

ご質問もございましたが、農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。賛成の方は挙手願います

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし。」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第4号 入間農業振興地域整備計画の改定に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、入間農業振興地域整備計画の改正案について農業振興課より説明を受け、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

計画に対する農業委員会の意見の集約については、最後にまとめたいと思っております。

はじめに、農業振興課に説明をお願いいたします。

○農業振興課

それでは、お手元に別紙2ということで、入間農業振興地域整備計画書がございますが、こちらの主な改正点について、併せて配布させていただいております入間農業振興地域整備計画の背景における概要、こちらを基にご説明いたします。着座にて失礼いたします。

背景における概要のところをご覧ください。

まず、入間農業振興地域整備計画についてです。農業振興地域整備計画とは、国と県の指針に基づきまして、市が策定するものであり、農業上の利用の確保すべき土地として設定した農用地区域において、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するために定める総合的な農業振興の計画です。

次に、改正の理由です。入間農業振興地域整備計画は、昭和48年度に策定されまして、その後数回の改定を経て、前回は平成13年度に改定を行いました。前回の改定から20年以上経過し、近年の農業情勢や、農業を取り巻く課題、現状の市の農業施策等との相違が生じていることから、改定するものです。入間農業振興地域整備計画の改正については、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2第2項の規定において、農業委員会の意見を聞くものとするとしてされておりまして、今回農業委員会の皆様にご意見を伺うものです。よろしくお願いいたします。

それでは、主な改正内容の説明に移ります。

3の主な改正点、①改正の方向性についてご説明いたします。

農業振興地域整備計画は、農用地区域の面積等の管理を目的とする農用地利用計画と、別紙1の、こちらの整備計画書の2ページ目から始まります、農業施策等の基本計画であるマスタープランにより構成されています。今回の改正については例年、年2回ほど農業委員会総会にて意見照会を行っております、農用地区域からの除外の案件とは異なりまして、先ほどご説明しました通り、前回の改定から20年以上が経過して、計画の内容によって相違が生じておりますので、ここで、権限の状況、施策等を踏まえた計画内容へと改定することを目的としていることから、マスタープランのみを改定するものです。なお、今回の改定では、改定で変更しない農用地利用計画につきましては、今後改定に向けて進めていきまして、筆や面積等の整理が完了次第、改定を実施する予定でございます。

次に、②の主な改正点についてです。改正点は大きく分けて六つあります。

一つ目は、整備計画書の6・7ページにあります、こちらをご覧ください。

こちらにつきましては、農業上の土地利用の変更について記載内容を見直しました。スマート農業等、多様な農業展開、農業のあり方について、内容に追加しました。

続きまして、二つ目として、10ページ・13ページにあります各計画におきまして、農用地等の保全や農用地利用誘導方法といった内容がございますが、こちらにおいて中間管理事業の活動について追加しました。前回策定時にはなかった、中間管理事業を通じて、農地の保全・利用集積を図っていくこととしています。

三つ目は、14ページになります。農業経営の規模拡大や、農用地等の利用促進を図る計画において、認定農業者等の担い手の育成対策について追加しました。中心的な担い手である認定農業者等への集中的かつ、重点的な取り組みについて記載しています。

四つ目は、同じく14ページにて、農業生産組織の活動促進について追加しました。農業生産組織の方向性ととも、既存団体等の取り組みや、地産地消推進事業について記載しています。

五つ目は、16ページになります。農業近代化施設の整備の方向について見直しました。整備の方向性について、気候変動等、近年の状況を踏まえた形に内容を変更しています。

六つ目は、18ページになります。新たな担い手確保に向けた支援体制等について、記載内容を見直しました。現在の市の新規就農者に関する状況と、現在、県・JA等と連携して取り組んでいる、明日の農業担い手育成が新たな担い手の確保・育成に向けた具体的な施策について記載しました。

以上、六つが主な改正点となります。なお、この改正の内容につきましては、事前に川越農林振興センターへ相談しまして、意見を踏まえて作成したものとなっております。また農業委員会に合わせて、農業協同組合も意見照会を行い、内容についてご確認をいただいております。

以上、ご協議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいま農業振興課からの説明について、皆様にご意見を伺いたいと思います。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員2番(宮岡幸江君)

何件かお伺いしたいのですが、7ページの下の方の、安全安心な食料供給の括弧のところに、GAPのことが書かれているのですけれども、これは私が知らないだけでしょうか。もうちょっと説明していただきたいと思うのですが。

○農業振興課

こちらにつきましては、そもそもGAPの内容になりますけれども、GAPとは農業生産の各工程で実施記録、点検及び評価を行うことによる、持続的な改善活動でありまして、食品は安全性向上、環境の保全、労働安全の確保等に資する等、農業経営の改善や効率化に繋がるといことです。すでにGAPを取得されている農業者の方も市内にはいらっしゃるようですけれども、基本的には川越農林などにご相談していただき、手続きなどを進めていく形に

なりますので、市としても連携しながら、そちらの方向に目指す方については誘導できるということでの記載となっております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

今、市内にも何件かとおっしゃいましたが、何名ぐらいの方がおられるのですか。

○農業振興課

正確な数までは把握できていないのですが、こちらの大きくやっぴらっしゃる農業法人ですとか、そういったところは取得されているというのは聞いております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

そして、目指せるように誘導すると書いてあるのですが、この誘導するのは市の職員か、専門の方ですか。

○農業振興課

ここでは専門という立場の者は置いていないのですが、相談があった時にはそういう方向に結んでいけるように、県と連携しながら進めていければということで考えております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

これは県の方の指導員ですか。埼玉で百数十人とかいう、そういう方との連携を入間市はできているのですか。

○農業振興課

川越農林がまず窓口になりますので、そちらの担当職員とはそういった内容の時には、連携して相談の方をさせていただきます。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

わかりました。もう一つお聞きしたいのが、13ページの20年ぶりに改訂されたと書いてあります、一番上の表の目標についてですが、何年後の目標というのがなく、漠然とした目標で、いつまでにこの目標を達成すればいいのかわからないです。特に下から3番目の酪農系の目標数は9件となっていますが、現在は3件であり、その3件の方々の実情は大変苦勞されています。酪農だけではないですが、そういった入間市の現状等を踏まえての目標数を出すべきだと思うのですが、現状からこの目標の規模や件数にしていく根拠がわかりません。

2023年に調査をしてこの数字を出されたようですが、調査した結果、減少していくことがわかったのではないかと思います。それをこれだけ増やす根拠とは何か、何年までにこの数字にしていくのか、ということを明記した方がいいと思うのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○農業振興課

その内容につきましては、そのアンケートに基づいたというよりはですね、令和5年に改正しました、農業経営基盤強化促進法に基づきます、地域の基本構想に記載されているのですが、入間市ではこの営農類型とは別で農業経営の目標、目標と書いてはいるのですが、具体的に令和10年まで、15年までというよりは、地域における目標・指標というところで、記載している内容に合わせて設定しております。実情として減少傾向にあるとか、そういったところはもちろんあるのですが、あくまでもこの入間市もそうですけれども、この西部地域ですとか、埼玉県として県の指標ですとか、そういったところを踏まえた中で、あくまでも目標・指標という形で作られています。実情を踏まえて、現実と乖離があるというのはもちろん把握はしているのですけれども、市の指標としては、こういった形で進めていきたいというような内容となっています。

○農業委員2番（宮岡幸江君）

そこに到達する可能性がほとんどない状況で、こういう目標を立てますかね。

○農業振興課

そこにつきましては、県の指標に基づいているところもありますけれども、考え方については、県と相談しながら柔軟に考えていく必要もあるのかもしれない。

○農業委員10番（久保田勝君）

平成13年の数値というものと現在ではどの数値では実情に差があるかと思うのだが。

○農業振興課

実情との差があるというのは、こちらも把握しておりますけれども、目標とする指標とする考え方について意見がございましたので、数字としては差が出てしまっている状況になります。こちらについては県の方と確認しまして、数字の考え方というところで改めて再考していきながら、そのように進めていきたいと思っております。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

これは県ではなくて、入間市の目標ですよ。そうであれば、市でせっかくアンケートをとって現実をわかっていたのに、このような数字を出すというのは、農業委員会としてはどうなのかと思います。県に合わせるのではなくて、市の現状をよく見て、市としての数字を挙げるべきではないですか。

○農業振興課長

おっしゃることは理解いたします。ただここで挙げるのは、あくまで将来的目標像でありまして、非現実的だと思われる方もいらっしゃるの承知しておりますけれども、あくまで将来像としては、やはりこのぐらいの規模があるべきじゃないか、それに向かっていくべきじゃないかというのが目標です。あまり低い現状に合わせた数を一つ二つ足したような目標ですと、また逆に市の方の取り組みとして目標が低いという風な感じでとられて、この計画自体がいろいろなところで見られるわけですので、市として農業に対しての考え方をもう少し大きく持てるような意味合いでは、県からの指導もありましたのでここは変えずに現状として、先ほど担当職員からも申し上げましたが、うちの方も現状で今いくつあるかというのは捉えているところです。ですので、その数からすると、皆様もちょっと大きく目標挙げすぎではないかと思われることは当然だと思いますが、我々としてはあくまで将来像として目標に向かっていきたいなというようなところでございます。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

何年までの目標なのですか。

○農業振興課長

何年という縛りは特にございません。またその時点で何か評価を受けるというものの計画ではございませんので、特にその何年ということでの、他のいろいろな行政が取り組んでいることに対しての行政計画の評価を出して、というものの計画ではございませんので、何年までに何をやり切らなきゃいけないというような計画ではございません。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

それにしても、入間市では5～6件あったのが現在3件になって、そのうちの皆さんに伺うと、だんだん自分たちができる範囲までというような話をお聞きしたのですけども、そうなると1件、2件が保たれるのかどうかという現状の中で、余りにも理想ばかり挙げすぎて、現実にはそれに取り組んでいけないものを挙げられることに対しての不満というのは出てく

と思います。ちょっとそういった点では、本当にここまで思っているなら市の方もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○農業振興課長

ご意見はごもっともだと思いますので、我々としても、現状は現状としてしっかり捉えながら、何が足りないのかということで、やはりそこを研究してそこを強化し、或いは支援していくということで、しっかり取り組んでいきたいと思います。

○農業委員 9 番（荻野実君）

今回の改定は、マスタープランのみの改定ということですが、昨年令和6年6月に、食料農業農村基本法というのが25年ぶりに改訂になって、農業の憲法と言われている法律ですが、その中で、食料農業農村基本計画というのが今年度作られるということで、農水省の方からPRがあったのですけれども、2月21日に関東農政局で関東版の基本計画というのが示されたのですけれども、この入間市農業振興地域整備計画書を改定するタイミングは適正なのでしょうか。去年農業憲法が改定されたのに、且つ今後5年間、構造転換を集中的に国は図ると言っている中で、基本計画が一昨日示されて、そういったものを少しでも反映させる必要はないのか、このタイミングが適正なのかどうなのでしょうか。

○農業振興課

そういった国の動きを踏まえた中で進めるというのが、最も理想的な形であるのは承知しておりますけれども、県としては、繰り返すようになりますけれども、年数が非常に経過してしまっているという状況がある中で、市としても、総合計画の第6次の策定もありましたし、またそういった経緯があった中で、なるべく早くこの改定に向けて進めなければいけないと認識しております。令和5年度におきまして、この改定の前段階として基礎調査というのを実施いたしました。基礎調査実施後につきましては、速やかに整備計画を改定することが相応しいということがありますので、いろいろな状況があると思うのですが、令和5年度の基礎調査を終え令和6年度に入りまして、この改定に向けてなるべく早く改訂できるように進めた中で、この時期になったというところから、そういった国の動き等を書くことができれば理想だったのですが、今このタイミングでの改定となっております。

○農業委員 9 番（荻野実君）

わかりました。

○農業振興課

そこですけど、また必要になりましたら、やはり盛り込まなくてはいけないものというのがありましたら、一部改定等を行いながら補足していくことになります。

○農業委員 9 番（荻野実君）

できればその基本計画が二方から示されましたので、読み込んで頂いて余りにも乖離があるようであれば、そこは事前に手を付けて頂いた方がいいかと思しますので、よろしく願いします。

○議長

他にございますか。

ないようですので、事務局より取りまとめた意見について、説明を願います。

○議長

それでは農業委員会としてはですね、只今いろいろなご意見ございましたけども、指摘された部分をふまえ改正を進めていくということで、意見を添えて回答するというところでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

（多数挙手）

○議長

賛成多数でございますので、本件の協議の回答として、只今の意見を添えて回答することに決定いたしました。ありがとうございました。

（農業振興課職員 退席）

○議長

次に、報告事項に入ります。

農地法第 3 条の 3 の規定による届出については 11 件、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出については 2 件、同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については 6 件、相続税の納税猶予に関する適格者証明については 2 件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第 3 条の規定により専決処分され、同規程第 5 条により報告第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前 10 時 41 分